

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	寄附受入れ事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、寄附受入れ事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附受入れ事務
②事務の概要	市民等からの寄附の受入れを適正に行うため。地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例の適用(ワンストップ特例)を寄附者の住所地市町村へ通知するために利用する。
③システムの名称	eLTAX審査システム、ふるさと納税do
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附者名一覧	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・地方税法附則第7条第12項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経済環境部 商工観光課
②所属長の役職名	商工観光課長
6. 他の評価実施機関	
(一社)地方税電子化協議会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経済環境部 商工観光課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	経済環境部 商工観光課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を複数人で行っているため。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	ふるさと納税doシステムへのアクセスが可能な職員をIDとパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス可能なIPアドレスを限定し、権限のない者からのアクセスができないよう制御している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの		国税連携システム	事後	事務内容の変更
平成31年3月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施	実施しない	実施する	事後	事務内容の変更
平成31年3月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令		地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	事務内容の変更
平成31年3月15日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	契約管財課長 金崎成伸	契約管財課長	事後	様式変更
平成31年3月15日	6. 他の評価実施期間		(一社)地方税電子化協議会	事後	事務内容の変更
平成31年3月15日	IVリスク対策1～9	項目なし	IVリスク対策1～9への記載	事後	項目追加
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの		eLTAX審査システム	事後	事務内容の変更
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点修正
令和3年3月3日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	結城市市長公室契約管財課	結城市総務部契約管財課	事後	組織改編
令和3年3月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点修正
令和3年3月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点修正
令和3年3月3日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	茨城県結城市大字結城1447番地 結城市市長公室契約管財課	茨城県結城市中央町二丁目3番地 結城市総務部契約管財課	事後	組織改編・住所変更
令和3年3月3日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	茨城県結城市大字結城1447番地 結城市市長公室契約管財課	茨城県結城市中央町二丁目3番地 結城市総務部契約管財課	事後	組織改編・住所変更
令和4年3月2日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)		評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和4年3月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和5年3月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③シ	eLTAX審査システム	eLTAX審査システム、ふるさと納税do	事後	内容変更
令和5年3月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第3項 別表第一の16の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める命令	番号法第9条第1項、第3項 別表第一の16の項並びに番号法別表第一の主務省令で定め	事後	内容変更
令和5年3月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和5年3月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和6年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和6年3月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	*番号法第9条第1項、第3項 別表第一の16の項並びに番号法別表第一の主務省令で定め	*番号法第9条第1項、第3項 別表の16の項並びに番号法別表の主務省令で定める命令第	事後	内容変更
令和7年3月7日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	結城市総務部契約管財課	経済環境部 商工観光課	事後	組織改編
令和7年3月7日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	契約管財課長	商工観光課長	事後	組織改編
令和7年3月7日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	茨城県結城市中央町二丁目3番地 結城市総務部契約管財課	経済環境部 商工観光課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111	事後	組織改編
令和7年3月7日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	茨城県結城市中央町二丁目3番地 結城市総務部契約管財課	経済環境部 商工観光課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111	事後	組織改編
令和7年3月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	*番号法第9条第1項、第3項 別表の16の項並びに番号法別表の主務省令で定める命令第16条	*行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表24の項 *番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	内容変更